

【居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書の提出について】

問1

認定の有効期間が切れた被保険者が再度認定申請をおこない、要介護の認定がでた。以前の認定も要介護であり、その際に提出した居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書と同じ居宅介護支援事業所で担当することになったが、再度提出は必要か。

答

必要である。

問2

転入などで、保険者が変わった場合、担当する居宅介護支援事業所が同じでも、新しい保険者への居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書の提出は必要か。

答

必要である。居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書は保険者ごとに提出が必要となる。

問3

被保険者が亡くなった後に居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書の提出が必要になった場合、提出は可能か。

答

遅延して届け出る場合をのぞき、通常どおり提出いただいてもかまわない。なお、被保険者が亡くなった後に認定申請の結果がでた場合は、被保険者証は発送されないため、認定結果の確認後、速やかに居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書をご提出いただきたい。また、被保険者が亡くなる前に認定調査が実施されていない場合、認定結果がないため、ご注意ください。

問4

認定申請中にサービスを利用し始めた利用者があり、居宅介護支援事業所で介護サービス計画作成依頼届出書の提出をしていた。しかし、実際に結果が出ると要支援であった。包括支援センターと連携をとっていなかったが、どのようにすればいいのか。

答

介護予防給付サービスのみの利用であれば居宅介護支援事業所が単独で動いていた期間については福島市で給付管理をすることとなり、ケアプラン等の提出が必要となる。福島市での給付管理については別途、問い合わせいただきたい。

なお、総合事業の利用があった場合は福島市で給付管理ができないため、包括支援センターと連携していない場合、全額自費となるので注意願いたい。

【居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書の遅延に関する申出書について】

問1

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書の提出期間が、サービス利用時から1か月以内に提出することに、緩和されたと解釈してよいのか。

答

あくまで、遅延に関する申出書の提出が必要になる期間を示したにすぎず、今までの取り扱いが変更になったものではない。居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書は、指定居宅介護(介護予防)支援等を受ける場合にあらかじめ市町村に提出するものであるので、居宅(介護予防)サービス計画の作成することが決まり次第、速やかに提出していただきたい。

問2

3月31日で認定期間が満了する介護予防サービスの利用者(要支援認定者)が更新申請をしており、3月20日に4月1日からの認定結果がでた。結果は要介護であり、事前に包括支援センターからの居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書の提出はあったが、居宅介護支援事業所からの提出が遅れてしまった。その場合、遅延に関する申出書の提出が必要となるのは、認定がでた3月20日から1か月ということでしょうか。なお、認定の結果が出る前から、包括支援センターと居宅介護支援事業所とで連携をとっていた。

答

この場合、要介護のサービスが利用できるのは、4月1日であるため、4月1日より1か月が経過した5月1日から遅延に関する申出書が必要となる。